

JIS

自動車部品 — 電気めっき通則

JIS D 0201 - 1995

(2006 確認)

平成 7 年 2 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 39.10.1 改正：平成 7.2.1

官 告 公 示：平成 7.2.1

原案作成協力者：社団法人 日本自動車部品工業会、財団法人 日本規格協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 自動車・航空部会（部会長 金原 淑郎）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 産業基盤標準化推進室（☎100-8921 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

自動車部品—電気めっき通則

D 0201-1995

Automobile parts—General rules of electroplating

1. 適用範囲 この規格は、自動車部品(以下、部品という。)に主として防食・防せい(錆)及び装飾の目的で施される電気めっき⁽¹⁾(以下、めっきという。)の通則について規定する。

注⁽¹⁾ 自己触媒形の無電解めっきは、含まない。

備考 この規格の引用規格を、次に示す。

JIS H 0400 電気めっき用語

JIS H 0404 電気めっきの記号による表示方法

JIS H 8501 めっきの厚さ試験方法

JIS H 8502 めっきの耐食性試験方法

JIS H 8504 めっきの密着性試験方法

JIS H 8617 ニッケルめっき及びニッケル-クロムめっき

JIS H 8630 プラスチック上の装飾用電気めっき

JIS Z 8902 キセノン標準白色光源

2. 用語の定義 この規格で用いる用語の定義は、JIS H 0400によるほか、次のとおりとする。

- (1) 車内 自動車の車体内部に部品が取り付けられ、直接又は間接に風雨にさらされない使用箇所。ただし、車体内部でも間接に、又はその一部が風雨にさらされる箇所は、車外と見なす。
- (2) 車外 自動車の車体外部に部品が取り付けられ、直接又は間接に風雨にさらされる使用箇所。ただし、車体内部でも間接に、又はその一部が風雨にさらされる箇所は、車外と見なす。
- (3) 有効面 部品の用途上、重要な表面で、次のいずれかに該当するもの。
- (a) 使用状態で、普通の方向から見える表面
 - (b) 摩耗又は傷を生じやすい表面
 - (c) 腐食又はさびの生成によって機能に変化を及ぼす表面
 - (d) 普通に手で触れる表面

3. めっきの種類及び記号

- 3.1 めっきの種類及び素地 めっきの種類は、素地の種類とともに分類し、表1のとおりとする。